

投票日時

10月31日(日)

7:00~20:00

地島投票区・大島投票区は、
10月29日(金)7:00~18:00に繰上投票

●開票日時／10月31日(日)21:00~

●開票場所／中央中学校・体育館(久原244)



*開票場所内の駐車場は一般利用できません

*お車で来られる場合はメイトム宗像(久原180)の駐車場をご利用ください

投票できる人

満18歳以上の日本国民で、宗像市選挙人名簿に登録されている人

今回の選挙人名簿に登録される人

▶平成15年11月1日以前に生まれた人

▶転入者は、令和3年7月18日までに転入届出し、令和3年10月18日まで引き続き居住して住民基本台帳(住民票)に記載されている人

令和3年7月19日以降に

転入届出をした人

宗像市の選挙人名簿には登録されないため、宗像市の投票所では投票できません。ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されている人は、次のいずれかの方法で投票することができます。

▶投票日当日に前住所地の投票所で投票をする

▶投票日前日までに前住所地で期日前投票をする

▶前住所地の選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求し、投票日前日までに交付された投票用紙を持参して、宗像市選挙管理委員会でする不在者投票をする

*短期間で何回も住所を移した人は対象にならない場合があります。該当する人は、前住所地の選挙管理委員会に問い合わせを。

入場券を郵送します

選挙人名簿に登録されている人に「投票所入場券(ハガキ)」を郵送します。投票日まで大切に保管し、投票所に持参してください。入場券が届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所で係員に申し出てください。
*投票所が分からない場合は、市選挙管理委員会に問い合わせを。

投票の方法

投票は、①小選挙区選挙②比例代表選挙③最高裁判所裁判官国民審査の順に行います。

①小選挙区選挙の投票用紙には、候補者1人の氏名を記入してください。

②比例代表選挙の投票用紙には、政党が届け出た名簿に記載された政党などの名称を記入してください。

③国民審査の投票用紙には、罷免したい裁判官の氏名の上部空欄に×印を記入してください。

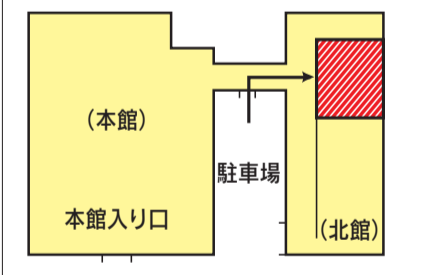
*無関係な文字などを記入すると、投票が無効になる場合があります。

期日前投票を利用してください

投票日に仕事、入院、冠婚葬祭、旅行、レジャーなどで投票に行けない人は、入場券裏面の宣誓書に記載のうえ「期日前投票」をすることができます(表1)。

市役所本庁舎・期日前投票所略図

(市役所北館1階・103会議室)



代理投票・点字投票できます

投票用紙への記入が困難な人は、投票所の係員に申し出てください。投票管理者が代筆での投票事由を認めた場合、厳正な立ち会いのもとに係員が代筆します。また、目の不自由な人は、点字で投票することができます。投票所の係員に申し出てください。

不在者投票できます

①市外に滞在している人

選挙期間中、出張や旅行などで、他の市区町村に滞在している人は、その市区町村で投票できません。投票用紙などを滞在先へ郵送しますので、事前に市選挙管理委

表1【期日前投票の日程】

場所	市役所 北館1階・103会議室	大島行政センター ロビー
10月20日(水)~10月23日(土)	期日前投票 (8:30~20:00)	投票不可
10月24日(日)~28日(木)		期日前投票 (8:30~17:00)
10月29日(金)		繰上投票日 (7:00~18:00) *投票場所は地島・大島両投票区の投票所
10月30日(土)		投票不可
10月31日(日)	投票日 (7:00~20:00) *投票場所は市内各投票区の投票所	*地島投票区と大島投票区の人、10月29日(金)が投票日のため、期日前投票ができる期限は10月28日(木)まで

表2【⑤郵便等投票の対象者】

対象	身体障害者手帳を持つ人	戦傷病者手帳を持つ人	介護保険の被保険者証を持つ人
部位(程度)	両下肢、体幹、移動機能(1か2級) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸(1か3級) 免疫、肝臓(1~3級)	両下肢、体幹(特別項症~第2項症) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓(特別項症~第3項症)	要介護5

表3【④代理記載制度の対象者】

対象	身体障害者手帳を持つ人	戦傷病者手帳を持つ人
部位(程度)	上肢、視覚(1級)	上肢、視覚(特別項症~第2項症)

員会に請求してください。

*「不在者投票請求書・宣誓書」は、市HPからダウンロード可

②病院などに入院している人

病院や、県選挙管理委員会が指定した施設に入院・入所している人で歩行が困難な人は、その病院・施設で不在者投票ができます。詳細は各病院・施設に問い合わせを。

③身体に重度の障がいがあり投票所に行けない人

郵便などを使った不在者投票をすることができます。事前に市選挙管理委員会でする「郵便等投票証明書」交付の手続きが必要です。詳細は市選挙管理委員会に問い合わせを。

対表2参照 10月27日(水)(投票日の4日前)*地島投票区・大島投票区は10月25日(月)

④代理記載制度

郵便などによる不在者投票をする人で、かつ自署による投票がで

きない人(表3)は、あらかじめ宗像市選管委員長に届け出た人(選挙権を有する人に限る)に投票に関する記載をしてもらうことができます。詳細は市選挙管理委員会に問い合わせを。

⑤特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で療養などを行っている人で、一定の要件に該当する人は、郵便などを使った投票ができます。詳細は市選挙管理委員会に問い合わせを。

選挙公報について

選挙の公示日以降、作製・配布されるため、全世帯への配布にはある程度の時間を要します。投票日の2日前までに届かない場合は、市選挙管理委員会に連絡を。

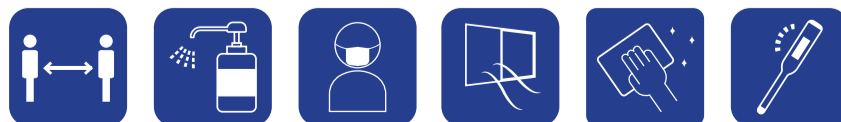
投票済証を交付します

本市の投票所では、投票した人に投票済証を交付します。交付を希望する人は、投票後、係員に申し出てください。

新型
コロナウイルス
感染症
対策中!

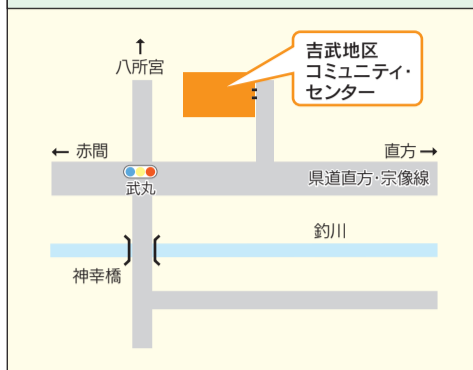
感染症対策について

期日前投票所、当日投票所に来所されるときは、マスクの着用、消毒などの感染症対策に協力をお願いします。



各投票所略図

吉武投票所



赤間第1投票所

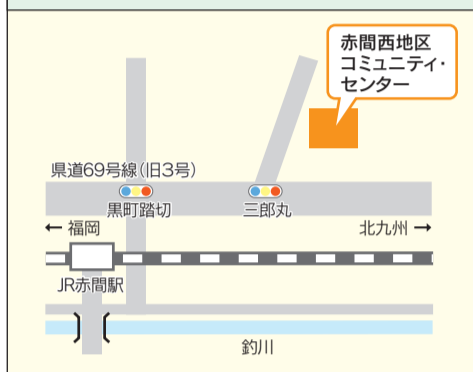


投票所の場所は、投票所
入場券(ハガキ)に記載
しています。
なお、投票日当日は
指定の投票所以外では
投票できません。

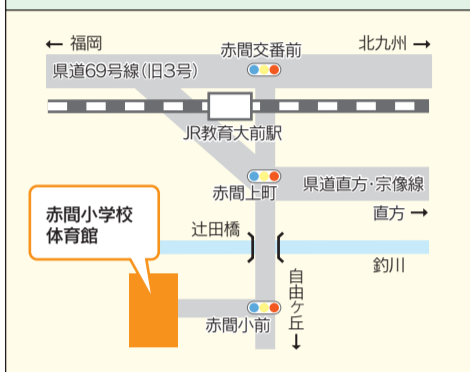


明るい選挙イメージキャラクター
選挙のめいすいくん

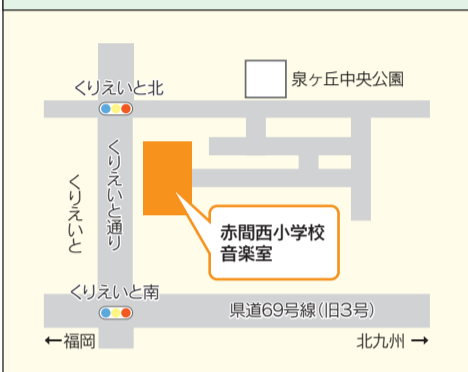
赤間第2投票所



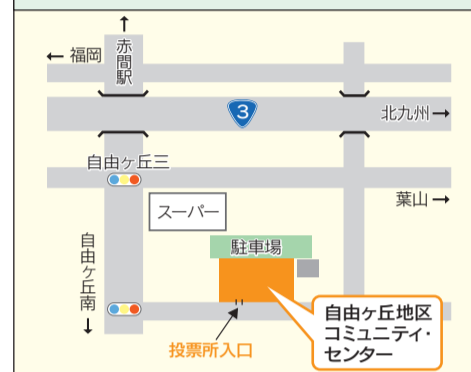
赤間第3投票所



赤間第4投票所



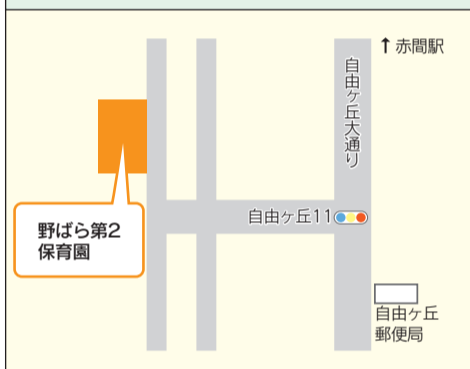
自由ヶ丘第1投票所



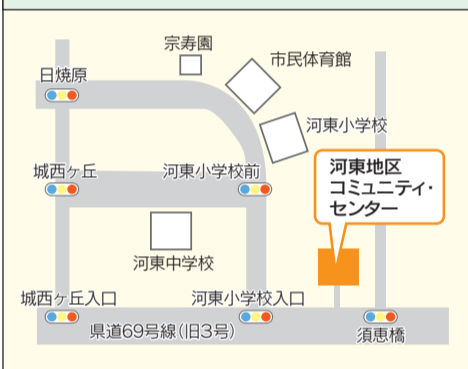
自由ヶ丘第2投票所



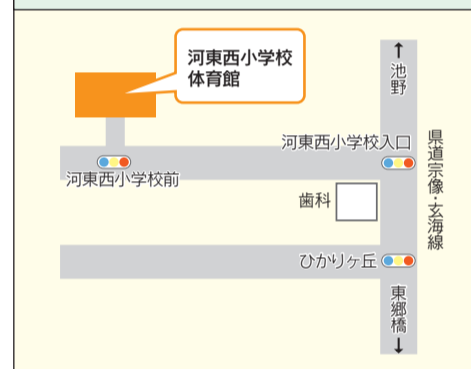
自由ヶ丘第3投票所



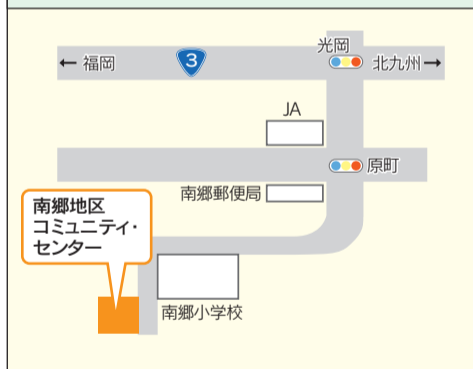
河東第1投票所



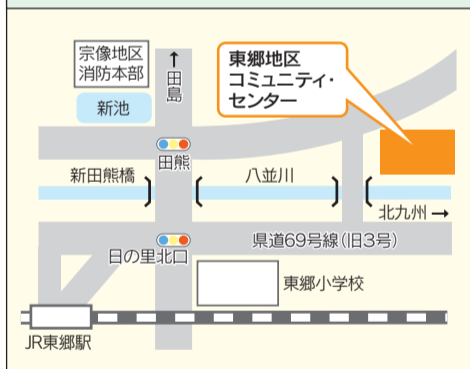
河東第2投票所



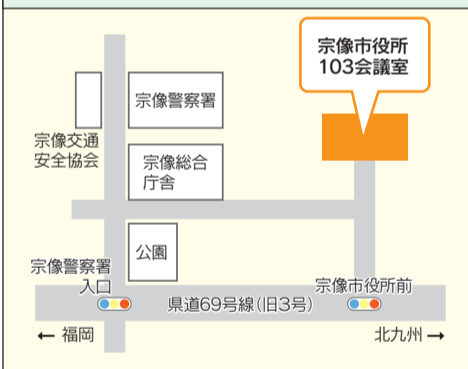
南郷投票所



東郷第1投票所



東郷第2投票所



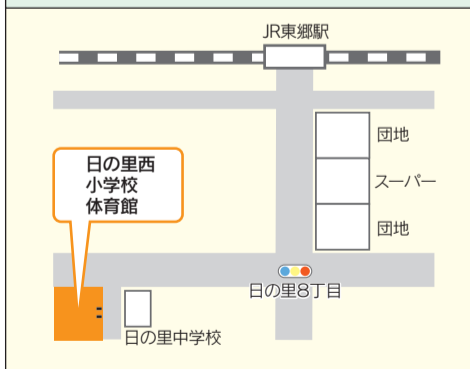
日の里第1投票所



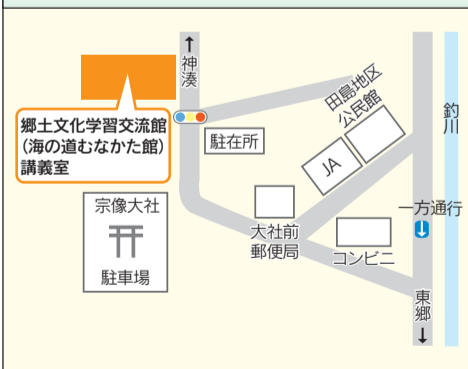
日の里第2投票所



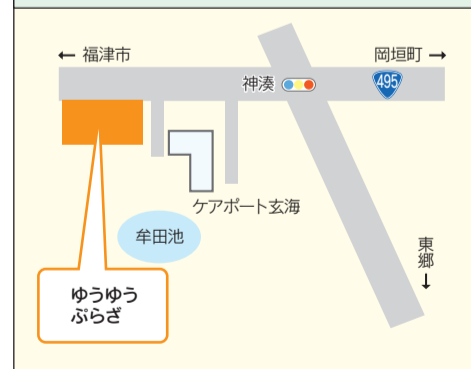
日の里第3投票所



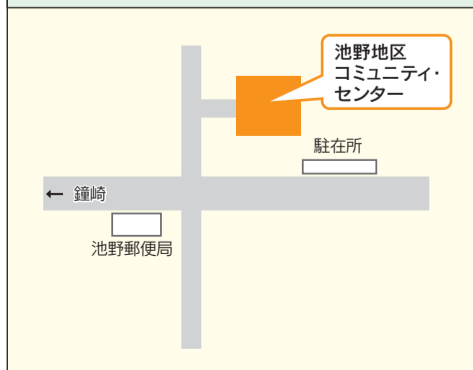
田島投票所



神湊投票所



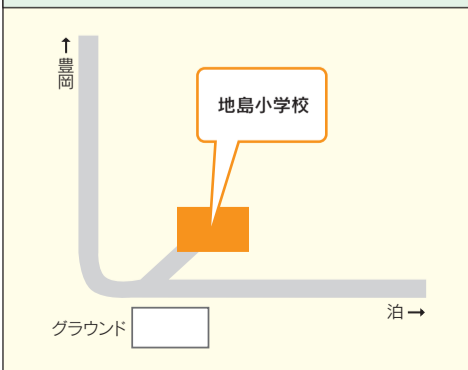
池野投票所



岬投票所



地島投票所



大島投票所

